

令和5年度

介護保険料について

■問合せ 健康福祉課介護保険グループ (☎ 74-3001)

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に創設された制度です。介護保険料は、40歳以上の人がか納めている保険料と公費を財源としています。

40歳～64歳までの人は、加入している医療保険の算定方法により介護保険料が決まります。医療保険の保険料に介護保険分を合わせて納めています。

65歳以上の人(第1号被保険者)は、洞爺湖町にか

①介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、令和3年度から令和5年度の介護保険料は下表のとおりです。令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、第1から3段階(住民税非課税世帯)の介護保険料は軽減強化を行っています。

かる介護サービス費用総額見込みに基づき、1人当たりの介護保険料を算出しています。

65歳以上の人に納めてもらう令和5年度の介護保険料は、本人の前年の収入や世帯の住民税課税状況などにより算定し、決定した保険料は7月上旬に通知します。通知書の内容は本人の保険料の納め方によって異なりますので、通知書の内容を必ず確認してください。

②公的年金などから保険料を納めている人については、4月から納付が始まっていますが、仮算定・仮徴収の金額です。7月の保険料本算定に伴い、8月以降の保険料で調整を行います。

令和5年度の所得段階別の保険料

基準額 6,000円/月額

段階	対象者	月額保険料	年額保険料	
第1段階	生活保護を受給している人	1,800円	21,600円	
	世帯全員が住民税非課税で 老齢福祉年金を受けている人			
				前年の合計所得金額 + 課税年金収入が80万円以下の人
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円超 120万円以下の人	3,000円	36,000円	
第3段階	120万円超の人	4,200円	50,400円	
第4段階	世帯の誰かが住民税が課税されており、本人は非課税で前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が	80万円以下の人	4,984円	59,800円
第5段階		80万円超の人	6,000円	72,000円
第6段階		120万円未満の人	7,500円	90,000円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円以上 210万円未満の人	7,800円	93,600円
第8段階		210万円以上 320万円未満の人	9,184円	110,200円
第9段階		320万円以上の人	10,200円	122,400円

※第1段階から第3段階の介護保険料は、負担軽減措置により国・道・町の公費を充てることで軽減されています。

65歳以上の皆さんへ

7月上旬に「令和5年度介護保険料のお知らせ」を送付しています

介護保険料は住民税(前年中の所得)などを基に算定します。6月上旬ごろに住民税(前年中の所得)などが確定し、7月上旬ごろに令和5年度の住民税(令和4年中の所得)などを基に再度算定し直した保険料をお知らせしています。

介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は年金額によって決まるため、納め方を個人で選ぶことはできません。

■特別徴収

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金	年金から差し引かれます ※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。
年額18万円以上の人	

年金の定期支払のときに、受給額から保険料があらかじめ引かれます。

前年度	本年度(令和5年度)						
	仮徴収			→ 額が変更となる場合があります。	本徴収		
	前年度2月と同額の保険料を納めます。						
2月(6期)	4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)		10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

■普通徴収

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金
年額18万円未満の人

一時的に納付書で納める場合

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合
- ・他の市町村から転入した場合
- ・年金が一時差し止めになった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合など



納付書などで納めましょう

納付書に記載された期日までに、納付書または口座振替で指定の金融機関などを通じて納めていただきます。

介護保険料を滞納すると…

介護保険料を滞納すると、介護保険法により滞納処分や給付制限措置(サービス提供の制限)となる場合があります。

1年以上滞納すると
(保険給付の償還払い)

介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、申請によりサービス費用の9割が払い戻される「償還払い」になります。

1年6か月以上滞納すると
(保険給付の一時差し止め)

1年以上滞納した場合と同様に、いったん全額自己負担になります。滞納している介護保険料が納付されるまで、申請しても保険給付(費用の9割)が支払われない(差し止め)こととなります。

2年以上滞納すると
(負担割合の引き上げ、サービス費の差し止め)

介護保険料は納期限から2年以上過ぎると、時効となり保険料を納められません。時効になった保険料の未納期間に応じて利用者負担が1割から3割になります。また、高額介護サービス費の支給が受けられません。